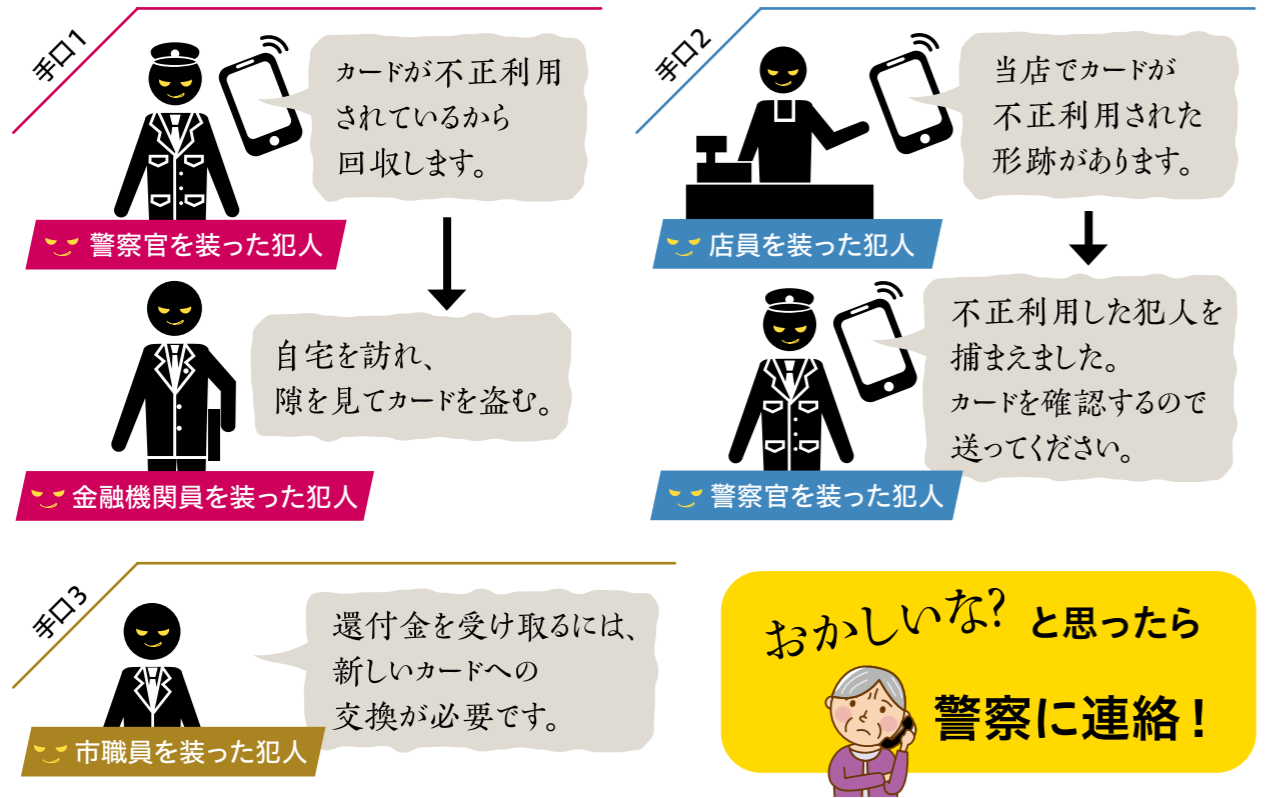


■ あなたのキャッシュカードが狙われています!

キャッシュカードを騙し取る犯罪が多発しています。「暗証番号は他人に教えない」「家の電話を留守番電話にする」「カードの利用限度額を下げる」などの対策をして、被害を防ぎましょう。



「学生納付特例制度」

所得が一定以下の学生は在学中の保険料の納付が猶予されます。

- 対象** 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)。
- 所得基準** 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等
- 申請方法** 以下の書類を添付し、本庁、各支所、もしくはお近くの年金事務所で申請手続きを行ってください。
 - 年金手帳または基礎年金番号通知書
 - 在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面を含む)のコピー
 - 退職(失業)した方が申請を行うときは、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の退職(失業)したことを確認できる書類

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合、4月はじめに再申請の用紙(ハガキ)が送られてきます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入し、年金事務所等へ返送してください。

保険料の追納について 学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107



■ 4月1日運用開始 消防法違反の施設を公表します

市民の方に、各施設を安心して利用していただくため、重大な消防法違反のある施設を市のホームページで公表する制度の運用を開始します。

こんな建物が「公表対象」になります

- 施設**
 - 不特定多数の方が利用する施設
 - ・飲食店、物品販売店、病院など
 - 一人で避難することが困難な方が利用する施設
 - ・社会福祉施設など
- 違反**
 - 義務付けられた設備が設置されていない施設
 - 屋内消火栓設備
 - スプリンクラー設備
 - 自動火災報知設備
- 公表内容**
 - ①施設の名称
 - ②施設の所在地
 - ③違反の内容

※設置されていても故障などで機能していない場合も対象になります。

テナントの入居や施設の増改築などで消防法違反になる場合があります。まずは消防本部へ相談してください。

☎消防本部 予防課 ☎42-3951

毎月一回定期開催 応急手当講習

開催日時 4月19日(日) [毎月第3日曜日]
 午前 2 時間(短縮コース:ウェブ講習受講済の方対象です)
 午後 3 時間(普通コース)
 ※受講時間は変更できる場合がありますので、ご相談ください。

講習内容 普通救命講習(3時間) [心肺蘇生法、AED使用方法、異物除去方法、止血法など]

場所 安芸高田消防署

申し込み 毎月第2日曜日まで **お問い合わせ** | 警防課救急係 ☎42-3952